

文化財を火災などから守ろう

1月26日は「文化財防火デー」です 育てよう 歴史を守る 防火の心

文化財防火デー

「文化財防火デー」は昭和30年に定められ、平成29年で63回目を迎えます。

奈良県の法隆寺にて、昭和の大修理（昭和9年から昭和60年）中の昭和24年1月26日早朝、金堂で壁画の模写をしていた作業員が保温用に使用していた電気座布団のスイッチの切り忘れたことが原因で火災となり、白鳳時代（7世紀末から8世紀初期）に描かれた十二面壁画が焼損し、社会的に大きな衝撃を与えました。

その後、同年2月には愛媛県の松山城の筒井門等3棟が、6月には北海道の松前城の天守等2棟が焼損しました。

これらの火災によって、「先人たちが残した文化財を火災から守ろう」という世論が高まり、昭和25年に文化財保護法が制定され、昭和30年から1月26日を文化財防火デーとし、文化財の防火設備の点検と整備を行うとともに、消防演習などを実施して文化財を火災から守る運動を展開することとなりました。

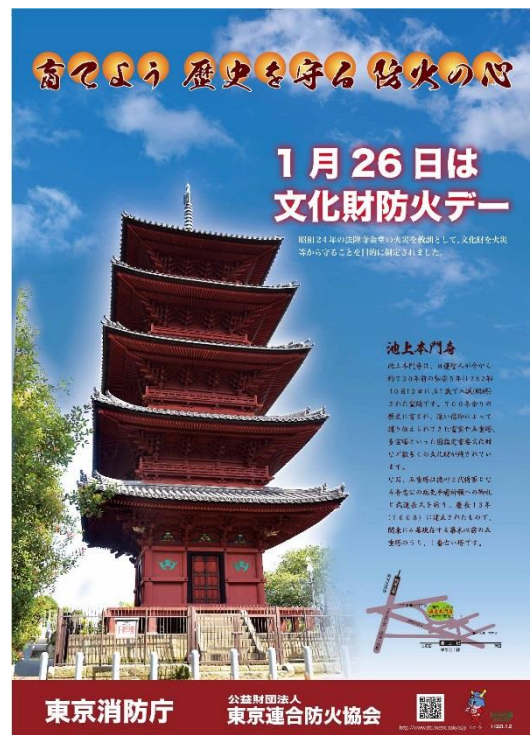
日本の文化財は、木や紙などの可燃物で造られているものが多く、一度火災になると、大きな被害を受ける危険性が高くなっています。

東京消防庁では、この1月26日を中心に放火火災の予防や自衛消防訓練の実施などを呼びかけ、将来に継承すべき貴重な財産である文化財の火災予防を推進します。

文化財の指定と種類

文化財保護法は、文化財の保存・活用を図り、もって国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献することを目的としています。また、同法では文化財を6つの類型に分類・定義し、それぞれの区分で重要なものを指定等することによって、法の下での保護の対象としています。

さらに、同法に基づき指定等がなされていない場合であっても、都道府県及び市区町村の教育委員会は、文化財保護条例を制定し、それぞれの地域にとって重要な文化財を指定するなど、その保存及び活用のため必要な措置を講じています。



第63回 東京消防庁文化財防火デーポスター
(池上本門寺・大田区)

文化財保護の体系

文化財保護法では、国指定文化財の保存等は国と地方公共団体の任務とし、加えて地方公共団体は独自に指定等を行うことによって、全体として多様な文化財の保存・活用を図るしくみとしています。

